

総務省独立行政法人評価委員会
平和祈念事業特別基金分科会（第21回）

平成22年6月30日

【亀井分科会長】 定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、またお暑い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、第21回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を開催させていただきます。

まず、総務省の須江大臣官房審議官よりごあいさつをさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【須江審議官】 恐縮でございます。本日は、お忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨年の夏、分科会を開きましたけれども、その後、政権交代などがございまして、独立行政法人である平和祈念事業特別基金を取り巻く環境も大きく変化してきております。そのような中で、平成19年1月以来、基金の運営に尽力されていた青木健前理事長におかれましては、昨年11月、御病気によって急逝されました。誠に痛恨の極みであり、残念でなりません。ここに改めて心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、その急逝された青木前理事長の御後任に、本基金の理事長でいらした、東洋英和女学院大学の増田弘先生に、大変御多忙な中、御無理を言って恐縮でございますが、非常勤の理事長として急遽お引き受けいただいたところでございます。本当にありがとうございます。

また、昨年、鳩山内閣の方針といたしまして、独立行政法人の役員ポストについて公募を行うことというふうにされました。本基金の理事のポストにつきましても、その対象となりまして、公募を行いました。その結果、笹本前理事は、本年3月末で退任することとなりまして、この4月より、岩谷住建株式会社の相談役でいらした福井健一氏が新たに就任された次第でございます。福井理事、ひとつよろしくお願いいたします。

さて、政権交代の後、新聞等でも、先生方、御覧になられたと思いますが、シベリア抑留者の生存者に対しまして、特別にその労苦を慰藉するための特別給付金を支給するという内容を内容とするシベリア抑留者の特措法の議員立法について与党内で検討が行われま

して、いろいろ経過はあったんですが、今年5月に政府と与党間で了解になりまして、その了解に沿って参議院に議員立法の法案が提出されまして、6月16日という会期末最終日に衆議院において可決・成立いたしましたして、夕方の成立ではあったんですが、即日公布ということになりました。

この法律によりまして、本年9月末までに解散予定でした基金は、新たにこの特別給付金の支給事務を担うことになりました。その関係で平成24年度末までの政令で定める日まで基金としての存続期間が延長になるということになりました。ただ、一方で、本年10月以降、基金は今回のシベリア抑留者に対する特別給付金の支給業務のみを行うという、そういうことが法人の業務となることになっておりまして、それ以外の業務は停止になります。

また、三問題についての労苦継承のための資料などにつきましては、予定どおり国が引き継ぐということになっております。このために、国におきまして、本年10月から新たな体制で資料館の運営などを行うために、有識者のアドバイザリーボードを設置しまして、また、運営を委託する事業者の選定も進めております。

本分科会の皆様方におかれましては、このような過渡期にある基金ではございますけれども、懸命にその役割を適切に果たすべく努力を行っている平和祈念事業特別基金に対しまして、引き続き適切な御助言を賜ればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

新たな事業展開のために所要の準備も速やかに進めていく必要がございますが、総務省としても最大限の努力を行ってまいりますので、皆様方の更なるお力添えを心よりお願い申し上げます、私のごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【亀井分科会長】 ありがとうございました。

【亀井分科会長】 ただいまの須江官房審議官からのごあいさつにもございましたように、昨年11月30日に平和基金の理事長であられました青木健氏が急逝をされまして、その後任に増田弘先生が御着任されておられます。議事に先立ちまして、増田理事長に一言ごあいさつをいただきたいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、ただいまの審議官のごあいさつにもありましたように、理事長は現在の勤務先であります東洋英和女学院大学との兼務ということになっておりますので、御承知おきいただきたいと思っております。

どうぞ、増田理事長、よろしくお願いいたします。

【増田理事長】 亀井会長以下、5人の委員の先生方、本日は御多忙の中、我々、基金の分科会のためにお出まし賜りまして、大変恐縮に存じております。とりわけ奥林先生や時任先生、遠路はるばるお越しいただきまして、重ね重ね恐縮でございます。

もう既に、須江審議官並びに亀井会長から御説明いただきましたとおり、昨年末に青木前理事長、私の後任の理事長でございましたけれども、全く予期せぬ事態が生じました。実は、お亡くなりになる1週間前に、私、慰霊碑の委員会でお目にかかっておりまして、それで、青木理事長から、「こんな本が今あるんだけど、増田先生、この本、御存じですか」なんていうお話をしたばかりで、全くそういう急逝されるような気配は一かけらも感じる事ができなかったものでありますから、大変、私自身も驚き、かつ、大変お悔やみ申し上げた次第でございます。

それが、年を越えましてから須江審議官が私を訪ねてくださりまして、急遽、そういう代わりをお願いしたいということで、いきなりゼロからこの理事長は務まる仕事ではないということも、さもありなんということで、では、私、また、微力ながらさせていただきますと、こうお引き受けした次第でございましたが、9月30日をもって解散という、私、こういう理解でございまして、学内の主要な方々にも、そういうことで御了解を得てきたわけでございますが、今回、また、シベリア法案、特措法が成立するということになりまして、基金も存続ということで、これも全く政治の世界というのは一寸先は闇だと改めて感じた次第でございます。

そういうことで、また私に新しい課題が、今、与えられているということを再認識している次第でございまして、先生方にまたいろいろ御指導、御鞭撻をいただかなくてはならない、こういうことに相なった次第でございます。何とぞよろしく願いいたします。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、同じく、先ほど御紹介がございましたが、本年4月より理事に御就任されました福井理事から、就任後初めての分科会でございますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく願いします。

【福井理事】 改めてごあいさつさせていただきます。4月から理事に就任しております福井と申します。よろしく願い申し上げます。

委員の先生方には、21年度の業績評価につきまして、御訪問させていただきまして、先生方、大変お忙しい中、非常に貴重な御指導、御教示いただきまして、本日、まとめることができました。本当にありがとうございます。また、御遠方のところ、ありがとう

ございます。本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【亀井分科会長】 ありがとうございました。

それでは、まず、本日の配布されております資料の確認からお願いしたいと思います。
どうぞよろしくお願い致します。

【事務局】 失礼いたします。

今、資料として、黒いクリップで留められておったかと思えますけれども、今日の資料
でございます。

それで、上から確認させていただきたいと思いますが、まず、議事次第の下に委員名簿
がございます。今日現在のものがございます。その下に、「資料」とだけしか書いていない
一枚紙がございますけれども、その下には、今日のメーンの資料として6点ございます。

まず1点目、資料1と右肩に書かれておりますけれども、こちらのほうは、昨年8月に
行われましたこの分科会の議事概要であります。後で御確認をお願いいたします。

次に、今日のメーンの資料でございます、昨年度における基金の業務の実績の自己評価
書でございます。こちらがちょっと分厚いんですけれども、資料2-1という文書ござ
います。

次に、「随意契約の見直しについて」ということで、資料2-2という資料でございます。
こちらのほうも平和基金のほうから御説明があると思えます。

その次に、一枚紙で「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の概要」というこ
とで、これは総務省のほうから後で御説明いたしますが、いわゆるシベリア抑留者特措法
の概要でございます。

次に資料3-2でございますけれども、これは縦書きの法律の条文でございます。こち
らが法律の本文、全文でございます。

次に、資料3-3という、横長のカラーの資料がございますけれども、こちらも総務省
が後で御説明いたしますが、「シベリア抑留者特措法施行に伴う諸準備」ということで御説
明をさせていただきます。

最後になりますけれども、一番下に「参照法令等」という資料がございます。これは、
平和基金に関する、あるいは、独法の評価に関しまして、基本的な政令ですとか、基本的
な評価の考え方ですとか、基本的な資料をまとめて念のため付けております。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、議事の2でございますが、昨年8月3日に開催されました第20回分科会の議事概要（案）について事務局から御説明を願いたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

【事務局】 失礼いたします。昨年の議事概要（案）につきましては、非常に短いものですので、読み上げさせていただきます。

まず、昨年、平成21年8月3日の2時から3時半まで開催されましたが、大きく2点に分けております。1番は、独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の実績に対する評価結果（平成20事業年度）について審議され、評価委員から、AA評価の部分については、努力した中身やそれによる効果などをより詳細に記述したほうがよいとの意見が表明された。なお、修正については分科会長に一任された。次に、2 平成20事業年度財務諸表及び事業報告書等（案）について審議され、（案）のとおり了承された。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの議事概要につきまして、何か御意見ございませうか。よろしゅうございませうか。

（「はい」の声あり）

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、特別御意見はございませんようですので、前回の議事概要はこれで確定とさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、議事の3でございますが、独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年事業年度における業務の実績に関する評価につきまして、今回は、平和基金による自己評価について基金からヒアリングすることといたします。

まず、ヒアリングに先立ちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会から、平成21年度における独立行政法人の業務の実績に関して、二次評価を行う際の視点とその具体的な取組をまとめたものが送られてきております。

委員の皆様には、既に事務局からお送りをいただいているかと思いますが、基金から自己評価の御説明をいただく前に、その中身につきまして事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

【事務局】 「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」が去年と少し変わって

いる部分がありまして、そちらのほうを中心に説明させていただきます。保有資産の管理・運用等というところがございますけれども、こちらの方について、例えば、実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価が行われているか。あるいは、見直しの結果、処分等又は有効活用を行うことになっていた場合はということで、保有資産全般の見直しということが、去年から課題として追加されております。

あと、新しく金融資産というところ、あとは知的財産等というところが、特に金融資産について保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価が行われているか、あるいは、資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているかというような点。あと知的財産等ということで、特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているかと。検討の結果、その知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているかと。その視点が新たに加わっております。

資産の運用・管理というところ、これも新たに加わったところでして、特に、実物資産というところがございますけれども、実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組についての評価が行われているかというような視点が加わっております。

知的財産等というところがございますけれども、こちらも、当方、平和基金に関係するかどうかは別としまして、特許権等の知的財産について、特許出願やその知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているかというようなことが加わっています。

あと、こちらの内部統制ですね、こちらについての記述が非常に細かく書かれております。内部統制に関する仕組みにつきましては、総務省が独立行政法人評価、6の内部統制のところの注書きにちょっと書かれておりますけれども、内部統制に係る取組につきましては、総務省のほうの「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が今年3月にまとめたその報告書を参考とするということになっておりまして、内部統制について少し記述が加えてあると思います。

その次、「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」ですけれども、これにつきましても、先ほどちょっと申し上げましたが、変わった部分がございますので少し、かいつまんで紹介だけさせていただきます。

特に、保有資産の管理・運用等についての記述、こちらが書き加えられております。細かいので少し省略させていただきますけれども、金融資産とか、先ほど申し上げた知的財産等についての記述、これも新規に書き加えられております。

その次、先ほどちょっと申し上げましたが、内部統制ということについて、若干、記述が書き加えられております。こちらにつきましても、非常に細かく、例えば、「法人の長のマネジメントに係る以下の評価について、特に留意する」ということで、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか、法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているかとか、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているかとか、細かく、特に法人の長、監事の活動について、「監事の以下の活動についての評価に特に留意する」ということで、監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意したかと。監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対して報告しているかというような、細かい監事と内部統制についての記述が加わっております。

以上、ちょっと駆け足で申し上げましたが、御説明をさせていただきました。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

それでは、基金の自己評価について、基金からの御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【竹重総務部長】 それでは、御説明いたします。総務部長の竹重でございます。よろしく願いいたします。

お手元のほうに準備いたしました資料2-1という、84ページからなります調書がございます。先日、各委員の先生方のところに御訪問いたしましたときに、いろいろ先生方から御指摘と御指導をいただきました件も含めまして、この調書のほうも、説明文のところにつきまして加除修正等をつけ加えさせていただきました。それに沿って、この調書自体も修正を加えさせていただいております。本日は、極力、厚手の調書のほうに沿いまして御説明をしたいと思いますが、何分、84ページを非常に短い時間で御説明ということになって、御審議の時間も必要でございますので、非常に走りながらということで御説明をさせていただきます。申し訳ございません。

まず、1 ページ目でございます。1 ページ目の業務経費の削減というところでございます。まず最初でございますが、業務経費の削減につきましては、全体、19年度の決算額に対して75%以下。人件費につきましては、17年度に対しまして4年6カ月の通算で4.5%以上の削減をするというようなことが中期計画の目標でございます。

それに対しまして、21年度といいますのは、全体といたしましては、19年度の決算額は、12億6,400万。本年度の決算額が7億9,800万でございますので、率といたしましては63.1%ということで、執行につきましてはかなり厳しく執行管理をいたしましたということでございます。

その執行管理の内容というのは、①、②、③でございまして、基本的には、一般競争の充実といえましょうか、厳しい導入を行ったということによりまして、9,400万の節減を行いましたというのが1点目でございます。2点目が、後々また出てまいりますけれども、予算執行の変更等におきまして、見直しをされるものにつきましては十分に見直しを行った上に、執行しないもの、執行を留保するもの等につきまして、または執行を変更するもの等につきまして、業務の見直しを行うことにより節減をしたものが6,800万ということでございます。3番目が人件費等によりまして、機動的な職員の配置等に伴いまして、人件費の削減というようなことで3,200万。

これらの経費に伴いまして、全体的な執行額が63%というようなことで、全体の経費の執行を抑えておりますということでございます。

さらに、本年度、22年度の半期部分につきまして、既に3月に予算の承認を受けておりまして、19年度の12億に対しまして、実は、4億7,400万という予算の執行を承認されております。その通年ですから、9億4,800万ということになりますと、75%ということで、ここにおきまして、既に通算で75%以下ということ、22年度の約束をされている予算計上になっておるということを申し述べております。

次の2ページ目に入ります。その他のところで、基金では、主たる事務所といたしましてこの総務省というようなことで、国有財産ということで庁舎を使用しております。住友ビルは別といたしまして、平成12年度から住友ビルはやっておりますが、19年度からは、総務省の第2庁舎で事務所を抱えておりますというようなことでございます。

人件費につきましては、1億6,600万。下のほうの表をごらんください、3ページでございます。21年度は、1億6,600万ということでございます。17年度、1億9,600万に対しましてということでございますが、人件費は、18、19、20、21年

度、通算をしまして4カ年平均をした金額に対しまして、19年度がいかほどかということに対して21年度がいかほどかということが比較でございますので、19年度に対しましては、平均しますと1億8,600万ということになりまして、-5.2%を今現在達成をいたしておりますということでございます。ここでも、やはり人件費でも削減を達成いたしております。

ラスパイレスでございますが、2ページの中段のところでございます、現在は110.8%でございます。昨年よりは6.1%の減となっておりますが、ここは、私ども、非常に対象職員数が少ないということが響いておりますが、年齢、地域、学歴を勘案した数値で言いますと94.0%でございます、昨年は99.1%ということで、ここは100を切っておるということを御理解いただければと思っております。

そういうふうなこと等を含めまして、ここに全体といたしましては、評価を「AA」とさせていただいておりますということでございます。

5ページ目の外部委託の推進に入らせていただきます。私ども、外部委託の推進に関しましては、基本的には、業務内容が専門的であり、外注することが効率的な業務について外部委託を推進するということを前提といたしております。本年度につきましては、慰霊碑の建設に伴うコンサルティング業務とインターネット資料館構築に係るウェブデザイン等の業務ということでございます。インターネットにつきましては、後ほどまた御説明をさせていただきますけれども、この2点をやっております。

それと、目標にございますように、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮ということでございますが、私どもは、地方で行います地方展等におきましては、今まで蓄積しております展示方法等につきましては、私どものノウハウを生かした地方展を行うことによって、今年度もそのような活用という意味、蓄積だけでなく、蓄積したノウハウの活用というものを重点的に執り行っておりますということを、併せて申し添えておきたいと思っております。

ここは、評価を「A」とさせていただいております。

次でございます。組織運営の効率化でございます。7ページでございます。組織の活性化を図り、業務を効率的・弾力的に遂行するというのがその目的でございます。私どもは、本文の3行目の後段でございますが、役員会において年度計画の進捗状況の報告を行うとともに、理事長等役員からは常に業務量と人員配置について留意するよう指示を受けておりました、また、毎週開催される連絡会において、各担当の業務内容について進捗状況の

報告がなされ、業務全体の把握が可能となるとともに、その場において必要な指示がされるというような仕組みといたしましうか、体制がとられるようになっております。

人件費の削減で組織の活性化を図るためには、業務体制を常に見直して、機動的な人的配置が不可欠ということでございますが、私どもの組織といたしましては、スタッフ制ということで、その利点を生かして運用を図っております。1つは、中段のところ、また書きのところでございます。展示フォーラム担当職員を直接、今年度からは資料館で勤務させるようにしております。それによって、地方展等で行います企画運営業務をより円滑に実施することができるようになったというふうに考えております。

それと同時に、11月から1名増員することが可能になりました。これによって展示フォーラム担当参事を「インターネット資料館構築」業務に専念させることが可能になりましたということが1つ言えると思っております。

それともう1つ、総務担当の参事を慰霊碑の検討委員会業務のほうに組み入れることによって、いろいろ、スタッフ的に職員を動かして業務を乗り切ってきたというようなことを、私どもは、そういう意味での仕事を乗り切ってきたのではないかというふうに思っております。

そういうことで、人が不足するときは効率的に、しかし必要なときは限度を超えないように職員を補充する、これが理事長以下の指示でございますので、そのように、結果ではございますが、11月からも人を1人増やすことが、官房秘書課との調整においても可能になりましたというようなことを含めまして、ここでは「AA」の評価をいたしております。

次でございます。随意契約の見直し、9ページでございます。ここにおきましては、昨年から、国のほうの閣議決定もございましたように、外部有識者、堀川先生の御協力等も得まして、11月30日に審査委員会を設置することができております。それで、22年4月に随意契約の見直し計画についての報告をいただいておりますというのが1点でございます。また後で若干お話ができようかと思っております。

そういうようなことがございまして、全体的に、次のページでございますが、随意契約の改善状況ということで表を御覧いただければと思います。18年度の見直し計画ということでいきますと、18年度の見直し後の数字でいきますと、随契の金額が7億円のところが、21年度は3億6,000万のところまで見直しを図ることができました。率的には、77.7%が64.2%に改善することができましたというようなことでございます。

件数は、41件が26件まで改善することができましたというのが、この表の見方でございます。ただ、21年度の3億6,400万の内訳、随契の内訳はどういうものですかというのが、若干この表の上のほうに記載されております。21年度、3億6,400万、括弧書きで主な内訳ということでございます。ちょっと読みづらいところでございますが、3億6,400万の主な内訳といたしましては、展示資料館の借料関係が約1億2,800万、それから、昨年の評価委員会におきまして関連法人に係る委託の妥当性については、当法人には関係団体との特殊事情が背景にあることからやむを得ないとして認めていただきました関係団体、強制抑留者協会等の地方展示会等の委託経費、9,500万円。それから、事務機器等の保守経費1,700万。それから、都道府県への委託経費6,600万。こういうものがネットで約3億6,400万ということで、ほぼ私どもの競争の中におきまして、随契も、ほとんど見直しを図られてきている状況にあると私どもは思っておりますということでございまして、評価のほうは「A」とさせていただきます。

次でございます。12ページでございます。資料の収集でございます。資料の収集につきましては、実は、寄託者からの寄贈への切替えですとか、寄贈承諾書がない口頭了解による寄贈承諾者の切替えですね。こういうものが、実は20年度から引き続き行っておるんですが、21年度はなかなか、現実には処理数としては進みませんでしたというのをここで申し上げております。

それで、申し訳ございません、次の14ページを御覧いただきますと、全体といたしましては、寄託者で寄贈手続申請中の24人の資料323件、口頭承諾者で寄贈手続申請中の59人の資料306件、及び口頭承諾者で連絡不能な352人の資料759件については、寄贈の承諾の取得手続を終了することは今後も極めて困難ではないかという。1年間やってみて何とも進まないということです。その理由は、連絡してもなかなか相手が電話に出ていただけないとか、文書を送っても返信していただけないとかということでございます。ということで、基金といたしましては、今後、国に実物資料等を移管するためには、自らが手続をせざるを得ないということで、基金の判断におきまして今後手続を、22年度において行おうというようなことを考えておりますということでございます。

こういうことがございまして、私どもは「B」ということで判断をさせていただきます。

次でございます。16ページ、資料の保管でございます。資料の保管の中では、資料の保管で適切な保管ですとか、適切な保存処置ですとか、劣化防止というようなことがうた

われておるわけですが、私どもが所有しております実物資料等につきましては、適切な保存処置はすべて行っております。劣化防止等も行っております。ただし、1点、17ページの一番下でございますけれども、21年度修理予定の実物資料12点につきまして、未修理のものがあつたというようなことがございまして、ここにつきまして、「B」というようなことを私どもは言っております。

評価といたしまして、この部分ができておらないということを含めまして、「B」という評価をいたしております。ほかには、基本的には定温・定湿の倉庫での保管ということ等につきましては、すべて従来どおりきちんとして行っておりますということを申し添えておきます。

次でございます。19ページの資料の展示でございます。20ページをお開きいただきたいと思つたつた。私ども、資料の展示の中で一番のウエートを占めますのが、平和祈念展示資料館、住友の展示資料館の入館者数ということでございまして、中期計画では、この2年6カ月で13万人を確保するというのが中期計画でございまして、年度単位で言いますと、年間5万2,000人を集めるということでございまして、20年度が4万8,272名、21年度が4万9,268人という人数で、今年度も達成率といたしましては94.7%ということでございまして。

ただ、私ども、ここにも書いておりますように、今まさしく最後の、2年6カ月で13万人の入館者を集めるべく、21年度も、年間を通じまして特設展ですとかミニ展ですとか、資料館の中で、年間を通じまして常に何らかの展示を資料館自体がやっております。それと資料館自体が、いろいろな広報も、新たな広報という意味で、今年度だけに限らずですが、将来のことも踏まえました、いろいろな広報に取り組んでおりますということを申し添えておきます。

資料館につきましては、特に21年度は終戦記念の特別企画展というものを行つておりました、その間、昨年度、20年度と比較しますと、1,676名の方がより多く入つております。それから、2月、3月の収蔵資料展では818名。ゴールデンウィークの際の語り部さんの動員の際には663名という、トータルで3,157名の方がいろいろな企画展、広報の効果によって集客を図つたわけですが、何分、昨年は新型のインフルエンザの大影響がありまして、結果的には996名の集客増という結果にしかありませんでした。結果としては、2,161名の方がそこで消えていったということでございまして、インフルエンザの影響なのかなというふうを考えております。

21ページの広報の実施というようにございますが、後でまた同じように広報の実施が出てまいります。広報につきましては、デザインの変更ですとか、若者層への広報ということで、『新宿ウォーカー』への広報、それから教員等教育者への対応ということで、教育者への周知を図ったとか、小学校高学年用の対応ですとか、中学・高校生用の対応ですとか、NHK、今、まさしく「ゲゲゲの女房」の放映をやっておりますので、水木さんのNHK広報番組への広告の掲出ですとか、外国人対応ということで、今まで英文のパンフレットに小林千登勢さんの和文の文章がそのまま載っていたんですが、そこには、改めまして小林千登勢さんの和文を英文にして、パンフレットをつくり直しましたというようなことですか、細かいことはいろいろとまた対応をさせていただきましたというようなことございます。

結果といたしまして、996名、2.1%の増員ということでございます。

次に、24ページでございますが、特別企画展ということで沖縄で初めて開催をさせていただきました。目標集客数は3,300ということでございますが、1万1,144人、337%ということでございます。いろいろな、私どもが持っております資料につきましても、頒布等を行っておりますということを述べております。

それから、次の平和祈念展につきましては、新宿でございます。資料館とタイアップをして実施をいたしておりますということで、ここには1万1,000人の目標に対しまして4万4,520人の参加がございましたということで、以下、展示内容等を列記させていただきました。

それから、地方展示会でございますが、直轄の地方展示会ということで、当初、神戸で展示を予定いたしまして、開催直前まで行きましたけれども、インフルエンザでここも中止をやむを得ずということで、中止をさせていただきました。しかし、中止だけというわけにはいかないという上層部の判断に基づいて、広島・呉市の大和ミュージアムで改めて開催をいたしました。戸高館長の御協力と、また館員の御協力を得て、ここでも、5,000人の目標に対しまして1万3,464人、大幅な成果を得たというふうに思っております。

それから地方展示会でございますが、軍短協ですとか全抑協の方々の協力を得て、年間15回、目標が4万人を集めるというところを、20年、21年度で既に4万人を達成いたしておりますということでございます。単年度だけで1万7,000人ということに関しましては、今年度は1万4,000人ということで、若干、達成はされておられないということを申し添えます。

それから、関係資料の貸出しにつきましては、昨年は9自治体、607点でしたが、今年度は12自治体727点の貸し出しを行っておりますということでございます。

全体といたしましては、A評価というふうに考えておりますということでございます。

次、34ページでございます。基金解散後の資料等の在り方ということでございます。先ほど、ここで所蔵資料等の整理業務に沿って整理をいたしましたというのが、1点、資料の整理でございます。もう1点、インターネット資料館の構築、これが非常に大きな今年度のポイントでございます。目標達成の中にインターネット資料館の構築でございます。お帰りになったらパソコンを開いて是非一度見ていただきたいと思っております。このクリックを押していただくと、これ、1年間、年度当初に計画をして、6カ月かかって計画をし、その間に20回ほどのPTでやりました。それで業者を決めてから、また業者との調整も、事前に20回、その間にまた職員が10回ぐらいやって、実に、30回、20回ぐらいの協議をやりながら、1年間で何とかつくり上げたものでございまして、中身は、語り部さんの、今、まさしく、大変失礼な言い方なんですけど、時間が非常に貴重な語り部さん、29本の動画がこの中に入っておりますので、是非、先生方もひとつよろしく、見ていただければと思っております。それだけ私ども、まだまだ、私どもの実物資料すべてがこの中に入りきれておりませんので、今後、拡大をしていくというようなことが、総務省さんに移管した後もそれができるような形の仕組みになっておりますので、それは総務省さんに是非お願いをしたいというようなことを考えておりました、その形がうまくでき上がったというふうに、私ども、実に力を入れた仕事を1年間でやり終えたと思っております。是非、一度、パソコンで御確認をしていただければと思っております、「AA」をつけさせていただきます。

次でございます、36ページでございます。労苦の実態把握でございます。これは、全抑協に対する委託ということでございます。第1巻から第19巻までの『礎』の抑留編につきましても、取りまとめということをお願いをいたしましたということでございます。

次でございます、38ページ、外国調査の実施でございます。これは、過去に収集いたしました外国資料7,918点につきまして、結果の取りまとめを行うというのが達成の目標でございます。取りまとめという概念がいろいろ幅広いものがあるかと思っておりますが、私どもといたしましては、目次をもって、収集先、表題、著者名、文書の要旨、取得日と原文がマッチするようという整理をさせていただきましたということでございます。これをもって、研究者においてはいつでも貸出しができるような状況になって

おります。ただ、一般のフリーの方までは、ちょっとそこまでは、今のところ相手の了解のこともございまして、ネットには出しきれてはおりませんというのが現状でございます。ここにおきましては、「A」という評価をさせていただいております。

次でございます。40ページでございます。記録の作成・頒布でございます。データベースのシステム、それから調査研究の出版物、それから、下の表にございますように、私どもはいろいろな展示会等で、私どもがっております出版物等を積極的に頒布させていただきましたというようなことでございます。「A」と評価させていただいております。

それから、講演会でございます。講演会は43ページでございます。年度計画では、フォーラムを2回、300人以上を集めてくださいというのが計画でございますが、私ども、まず地方では札幌、中央では東京で開催をいたしまして、札幌では230人と目標に若干達しておりませんが、ここは、引揚げの経験者である板東英二さんに来ていただきまして、それと経験者の3名の方、それから司会者の生島さん、それから田久保先生の解説というようなことで、昨年のビデオコンクールに作品を出展されました藻岩高校ですとか、札幌北高校の高校生の方々を交えてのフォーラムを開催させていただいております。板東英二さんが非常にすばらしい会話をされて、テレビでやっている、ちょっとお笑いだけの板東英二さんのイメージと違って、すばらしい板東さん、こういう面もあるんだなと、私も感心させていただきました。

それから東京のフォーラムにつきましては、私どもの監事の黒沢先生と、山梨学院大の小菅先生をお招きいたしまして、やはり生島さんの司会でお話を伺っております。ここも、高校生のビデオコンクールと、経費的な関係もございまして同時に開催をいたしております。ビデオコンクールの高校生の出展も非常に多くなりましたし、作品もすばらしいものになってきておるといふふうに私どもも感じております。

それから、講演会が、実は、計画では地方で講演会を3回と言っているんですが、実は1回しか実施されておられません。これもインフルエンザの関係で1回ということになっておりまして、その代わりといいますか、資料館のほうで3回、資料館の講演会を行っております。

それから、地方での戦争体験の労苦を語り継ぐ集いということの開催ということで、15回以上ということなんですが、私どものほうで26カ所で開催いたしておりますということで、大幅に開催をいたしておりますということでございます。

先ほどの校内放送番組制作コンクールということでございますが、昨年に比べますと、

33校ということで2校の増、4作品増で55作品の出展を得ておりますということで、第6回を数えるに至って、高校生のビデオコンクールも、作品もすばらしくなっておりますけれども、出展数、参加校もふえてきておりますということで、ここは「A」という評価をしております。

次、48ページでございます。語り部の積極的活用ということでございます。年間で60人の語り部の配置と、学校派遣を14校派遣するということでございます。私ども、語り部を64人派遣しております。全体といたしましては、語り部さんは19人を登録していただいておりますが、実質的には5人の方の実績はなくて、14名の方で62回お願いをいたしました。平均年齢が84歳で、非常にもう高齢になっておられます。ただ、そのお願いしている時期も、5月はいいとしましても、8月、3月と、非常に暑かったり、寒かったりということで、非常に御苦勞をさせているということを思っております、交通、行き帰り等についても非常に私どもは御心配をしているというような状況でございます。

それから、総合語り部ということで、館に常に、突然団体さんが来たとか、中学生グループが来たときに説明できるような体制を組んでおるということで、予約を含め、延べですが、148人が対応したということでございます。学校派遣は、昨年と同様ではございましたが、14校に行きまして、語り部さんが20人対応をいたしておりますということで、ここも「AA」で評価をさせていただいております。これ、私どもというよりは、語り部さんに対する評価ではないかなというふうに思っております。

それから、51ページの催しへの助成でございます。これは、全抑協への助成ということでございます。シベリア抑留中央慰霊祭、地方慰霊祭、シベリア現地慰霊訪問というようなことございまして、先ほどの文章にもございました、戦後強制抑留関係者慰藉基金ということで指摘がございました。全抑協に造成しました戦後強制抑留関係者特別慰藉基金についてのことを記載しております。この内容といたしましては、慰霊碑の建設の助成の執行は特段ありませんでしたけれども、相談事業、慰霊祭等の事業に使用しているという報告がなされておりますということを申し添えておきます。「A」でございます。

次でございます。54ページでございます。特別記念事業の実施ということでございます。特別記念事業、ここ、ずらずらっと出てまいります、19年度、20年度に実施いたしました特別記念事業で、最終的に22年2月をもって最終の認定作業が終了いたしております。全体といたしまして、受付が32万8,000ですが、認定が31万6,000ということで、96.4ということで、若干差が出ているというような言い方でございますが、

そうではなくて、重複申請等があったというようなことで、その差が出てきておるということで御認識をいただければと思っております。認定作業自体は、100%、この時点で完了したというふうに思っております。ここにつきましては、A評価をいたしております。

次の標準期間の認定でございますが、58ページでございます。ここにつきましては、3か月以内の処理につきましてということの問題点の定義でございますが、恩欠者の場合に84%、強制抑留者91%、引揚者についてのみが、その3か月以内の処理が29%にとどまっておったということを述べております。ただ、現実には、20年度後半において引揚者についての申請が非常に低調であったということから、その引揚者に重点を置いた広報を行いましたということで、21年1月から3月にかけて非常に多くの方の申請がございました。その3か月において、全体の70%に相当する——引揚者だけですが、相当する申請がございましたというのが、58ページの下段のところに書いている文章でございます。

59ページの表の下でございますが、これらの請求に伴いまして、基金といたしましては、理由としては、当時、御本人が非常に若かった、1歳以上ということではあるんですが、1歳、2歳ではなかなか自分がどういう状況だったかということが理解できなかった、または、ある程度の年齢ですと、今度は、今現在が非常に記憶が定かではなくなってきておると、相反する状況になっておりました。それと同時に、何でもかんでも、ひとまずは出してください、基金のほうでいろいろ調べますからという言い方もしたものですから、非常に書類が不備な部分があったということは否めないかと思っております。そういうようなこともございまして、非常に時間がかかったということは現実でございます。当基金がとった措置は、より多くの対象者が贈呈を受けられるための措置であったということではあるんですが、評価自体が評価基準の「B」ということの判断は、それはもうせざるを得ないのかなというふうに思っております。ここは「B」の判断をさせていただいております。

次の広報効果でございます。63ページでございます。広報効果につきましては、先ほどの資料館のところで広報効果を御説明させていただきました。その中で、同じようなことが、もう一度全部ずらずらと来てしまっているわけですが、広報効果の中で、目標で述べておりますポスターの作成ですとか、新聞、交通広告等のことにつきましては、大きな(2)のところ、ここは従来のどおりのことで、目標に関することはそれぞれの常設展、特

別展のことで行っております。それと同時に(1)のことにつきましては、従来のことにも増して、新たなことを行っておりますというようなことで、ちょっと言葉としてつけ加えさせていただきますと、(1)の㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、これは、新規事項として新しく広報といたしまして実施したことでございます。重点的に実施したこと。それ以外のことは、従前からやっていることを、更に付け加えたことということでございます。㊵も新規でございます。㊶は今年度初めてあったわけですから、新規でございます。

そういうことでございまして、実質的には、ここでこういうことをやったから、実際に資料館の集客増にどう結びついたのかということは、現実には、先ほど申しましたように996人、2.1しか伸びていないのでなかなか難しいところはあるんですが、効果的な広報という意味での、取組という意味で言えば、「AA」という評価をいたしておりますということでございます。

次に、66ページでございます。ホームページの充実でございます。目標を75万件以上ということございまして、本年度は91万8,000件のアクセスがございましたということでございます。これにつきましては、私どももホームページ、67ページでございますが、ホームページのトップ画面をリニューアル製作し、より検索しやすい画面構成にするなど、ホームページ利用者の利便向上を図ったというようなこと。それから、総務省のメールマガジンの活用をしておるといったようなこと。それともう一つは、この92万件のうち40%強が、私どもの資料館のほうに飛んでおるということを添えさせていただきましたと思っております。

次、68ページの地方公共団体との連携でございますが、先ほど申し上げましたように、地方公共団体、特別記念事業が22年2月をもってすべて終わったということは、地方への引揚げ等の照会もすべてが終わりましたということでございますので、ここも地方の御協力を無事に終えることができたということで、目的を達成したということで、「A」という評価をいたしております。

69ページ、関係資料館との連携でございます。関係資料館の連携、展示資料の充実を図るのが目標でございます。今年度は、実質的に展示をしたのは沖縄と広島でございますが、姫路も、中止になったとはいえ直前まで御協力関係でいろいろ準備の段階まで入ったわけございまして、いろいろと御協力をお願いしたものでございます。

地方展示といいますのは、同じものをすべて持って行っているわけではございませんで、それぞれの地方の特性に合わせて、すべて持って行く展示資料は異なるということ、それ

は、それぞれの資料館の方々とよく打ち合わせをして、何を持って行くことによって地元の方が喜ぶのか、よく興味を示すのかということの相談から入っておるというようなことでございます。そういうようなことでの協力関係が、今年度は3資料館とできたというようなことを考えております。それで「A」ということでございます。

職員の雇用問題でございます。71ページでございますが、現実には、今年度は、従前、若い職員が1人、雇用問題を考えなければいけない職員がおったわけですが、21年3月31日付で退官をしております。実は、その後は欠員等がありましても、職員の人的配置でカバーし合ってきておりますので、欠員に伴う採用といたしまししょうか、そういう若い職員を採用するということはやっております。だから、実質的に基金自体が雇用を伴うような若い職員の採用ということを行わなかったということで、そういう問題点を発生させておりません。それは、職員同士のカバーで行ってきておるというようなことでございます。ここは「A」でございます。

基金記録史の作成でございます。ホームページへ記録史を作成するというので、本年度は「法人の設立の経緯等編」についてホームページに掲載をいたしておりますということで、「A」でございます。

次、73ページ、書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議の電子化、これは21年度に特別に予算化したものですから、年度計画に計上いたしました。ただ、結果、原議につきましては、いろいろ今回の法案のことも含めまして、見え隠れしてきた部分がありまして、結果として総務省さんの御判断は、私どもが持っております原議については、CD-R化をすることなく、原議を保管しなさい、そのまま保管したいという御判断をされましたので、私どもは、予算的にはCD-R化をして原議を全部廃棄するというのが予算化でございました。その新しい判断のもと、事業執行を見直すということでございますので、事業をストップして、原議リストというものを、職員が新たに総務省の指示に基づきまして手づくりを全部いたしました。そのリストに基づきまして、原議を全部飯能のほうの倉庫に既に移送をいたしております。ということは、経費的には、職員の手作業ですべて経費が終了しております。そういう経費の節減がまず1つできておりますということで、執行をちゃんと、管理をしたことによって無駄な執行がされていないということを言っております。結果といたしまして、ここは、そういう執行の管理が行き届いておったということで「AA」でございます。

次の74ページでございますが、予算、収支計画及び資金計画でございますが、私ども、

財務の職員は全体で4人ということで非常に手薄なところで執行いたしておりますが、ここにつきましても「AA」ということで評価をいたさせてもらっております。

職員の研修というところでございますが、78ページ、今年度は3本の新規の研修をさせていただきますということで「A」でございます。

環境対策につきましても、「A」という形でやっております。

危機管理につきましては、住友のほうの防火訓練等もやっておりますということで、「A」ということでございます。

職場環境につきましては、堀川先生にもいろいろ御指導いただきましたが、セクシャルハラスメントについても、職員、非常勤の区別なく、職場環境の問題として意識して改善していくというふうに対応していくということで、「A」としております。

それから、内部統制・ガバナンスの強化でございます。役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を図るということでございますが、週1回開催される連絡会において、各担当の業務遂行状況が報告され職員相互の連携が明確に確認される。さらに、理事長によって指示、承認されることにより、組織全体に意思が伝達されるという仕組みが成り立っております。

役員会において、競争契約の執行状況、資金運用状況、予算執行の見込み、年度計画の進捗管理を監事等に報告するとともに、必要な原因の説明を行い、質疑応答が行われた後、今後の方針が理事長によって決定されますというようなことでございます。これにより内部統制・ガバナンス強化及び法人としての一体性の確保に努めておりますとともに、これらの決定は次の連絡会で職員に指示・徹底をされておりますというようなことでございます。

また個人情報につきましては、法人が所有する個人の情報について漏洩、滅失又はき損の防止、その他適切な管理に努めておりますとともに、業務の種別によりパソコン使用業務の範囲を規制してございまして、個人情報の漏洩等の防止に努めておりますということで、これも目標を大幅に上回って達成したということで、「AA」という評価をいたします。

以上でございます。どうもありがとうございました。

【亀井分科会長】 長時間にわたりまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました御説明に関して、何か御質問、あるいは御意見でも結構でございます。どうぞお示しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。何かございませんでしょうか。

【**奥林分科会長代理**】 最終的に「AA」の数とか、「A」とか「B」とかの数がどうなりますかね。つまり、評価すべき項目の何%が「AA」になって、「A」が何%で、「B」が。

【**竹重総務部長**】 総数で申し上げますと、「AA」の数が9、「A」が18、「B」が3、「C」、「D」はゼロ。

【**亀井分科会長**】 先ほど先生のお尋ねになったパーセントはよろしゅうございますか。「AA」が30%、「A」が60%、「B」が10%という比率でございます。

【**奥林分科会長代理**】 全般的に見た場合、他の独立行政法人とバランスしたときに、「AA」が30%というのはどうなのかなという。

【**亀井分科会長**】 これに関しては、何か情報がおありなんでしょうか。

【**奥林分科会長代理**】 他のところとのバランスはいかがなんでしょうか。

【**北原特金室長**】 今年のはまだ出ていないと思うんですが、例えば、去年、当省所管の分で言えば、去年は、まずこの法人がかなり厳しいというか、32項目中の2だったんですけれども、情報通信研究機構に行くと、これが23項目中の6と、これはちょっと多かったです。逆に、統計センターは36項目中の8ですね。それから、郵貯・簡易生命機構につきましては、「AA」は1個しかありません。総数が14ですけれども、「AA」は1個です。そういう格好になってございます。これは、去年ということでございます。それで、基準が特に変わったという話はありませんが、世の中全体というのはもっとあろうかとは思います。

【**奥林分科会長代理**】 例の事業仕分けなどの意見を聞いてみますと、かなり厳しい意見が出ていますので、恐らく「AA」というものの割合が多いと、果たしてそれでいいのかというのが、親委員会から出てきそうな気もするんですけれども。

【**北原特金室長**】 念のために、先生方、十分御承知とは思いますが、以前からあるものと親委員会での評価の基本的考え方で、おおむね達成すれば「B」ということです。十分達成したということで「A」、大幅に上回って達成で「AA」というのが、一応、従来からの基準ではございます。

【**鈴木専門委員**】 今、説明の中で、私も同じような印象を持ったんですが、例えば、説明の中で、「A」がたくさんあったのは優秀だった、それはそれで構わないんですが、「中期目標を大幅に上回って達成」と、こうあるわけですね。次の「A」が「中期目標を十分達成」と、この言葉がすごく抽象的というか、「大幅」って何なの、「十分達成」ってど

のくらいを言うんですかというのが、ちょっと意味がわからないんですが。

それはさておいて、今の御説明の中で、例えば、最初の「AA」が出てきたのが、最初のあれですよ。1ページから3ページに「AA」がありますよね。ここが、どこがすばらしいから「AA」なのというのがはっきり、例えば、①、②、③とありますよね。それから、具体的な効率化云々ところあるんですが、じゃあ、全部がすばらしいからというのか。それとも、今、全体として63.1%。目標が75%に対して63.1%だから、これが大幅なんですと、こういう意味なのかというのが、この説明の中でちょっと見づかったかなと。ほかのところも、「AA」の説明を聞いていても、これが飛び抜けてすばらしいんだということと、それから、結果は、まあこういうものなんだけど、そこまで行く過程が、すごい、こういうことをやった、だからこうなったんだよというのが、ちょっとどうかなと。

これは、最終的には我々の問題だと思うんですが、最終的に「AA」をやった場合に、何回も親委員会から言われているように、どこがいいから「AA」なんですか、これ、説明責任は我々にあるということは、正にそのとおりだと思うんですね。そこがこの中から、例えば私が親委員会から質問を受けたときに、いやあ、ここがすばらしいから、これはすばらしいんですよという説明責任は我々にある。それが、どうかなというようなところがちょっといまいちなんですよ。だから、そこをもうちょっと説明していただければなという感じはしているんです。

【竹重総務部長】 今、確かにここで、評価で求められているものが、数値だけの場合と、非常に概念的にしかない、目標自体が概念的な目標で、どこまでを上中下、例えばですね、置けばいいのかということもわからないようなものもありますので。数値の場合には、わりと判断しやすいのかなといったときに、例えば75%以下だとか、4.5%以下だとかを削るんだとか、言うならばそこが原点で、ただ75%以下にするにも、何もしないで75%も可能なんで、①、②、③の頑張りは、全部こういうことをしないと63%は出ませんでした。63%にするためにはこういう努力をしましたというのが、①、②、③はみな並列じゃないかなと私は思うんですね。だから、63にした努力は、こういう努力を——努力と言うんでしょうかね、頑張りはみんな同じ、①、②、③のことをやらないと63にはならなかったのかなというふうに思っております。

【鈴木専門委員】 今のお話の中で、例えば全部と言うのであれば、①が一般競争を実施したと。これは言われているわけですし、契約監視委員会も設置されて、やりなさいと

言われている。これはうちだけに限らず、どこの独法も同じようにやらされている。恐らく、それは他の独法、具体的にデータをまとめていないのでわからないんですが、削減しているはずなんですね。ですから、それももちろん努力なんですけれども、それはもうやらなければいけない話なんです。

【竹重総務部長】　でも「やったんだ」と言わないと、それを「努力じゃない」と言われると法人がつらいんじゃないかと思うんです。

【鈴木専門委員】　それは努力なので、そこが「AA」なのか、「A」なのかという判断があるかと思うんですよ。ですから、例えば一般競争を実施したから、9,400万ですか、削減というのではなくて、例えば一般競争したら、基本的に恐らくコストは下がるんでしょう。競争ですから。しかし、必ずしも私は——ちょっと外れるかもしれない。一般競争がいいかどうかというのはまた別個の話なんですよ。随契のほうがいい場合もあるんですよ。そこはちょっとずれるから、そこは。

【竹重総務部長】　先生、数字だけでいきますと、そこで頑張ったけれども75%には及ばなかったといった場合に、一般競争も頑張った、だけど全体の数字が75%、経費が75%以下にならなかったといったときには、それは、幾ら頑張ったって「A」にはならないよね、一般競争で幾ら頑張っても、それは全体経費が75%よりも落ちなかったんだから、それは頑張りと言ってもまた別だよ。ただ、全体経費はちゃんと落ちているんだから、一般競争の頑張りが、その要因なんだよという見方はしていただきたいというのが、私どもの考え方。理由としてですね。

【鈴木専門委員】　だから、そこをもうちょっと具体的に、私は「AA」を否定しているのではなくて、我々が、例えば一般競争をしましたから9,400万削減されました、だから「AA」ですねと言われて、「そうですね」と同意できるかということ、別に親委員会を意識するわけではないんだけど、例えば独立した評価委員として、正にそうですねというのがいかなものかな。例えば③もそうなんです、理事長交代で非常勤になられたと。当然、非常勤と常勤では給料に差がありますよね、当然違いますよね。だからといって、それも、要するに法人がどうしてもそうしたいというのではなくて、先ほど御不幸があったというようなことなので、そこを、常勤の理事長と非常勤の理事長では、恐らく業務が大変だと思うんですよ、同じことをやろうとすれば。常勤の方は、ずっといらっしゃる。

【竹重総務部長】　だけど、職員給与のほうは2,000万として大きいわけでございま

して。

【鈴木専門委員】 ですから、役員報酬が700万あるわけですね、あと2,000万あると。ですから、こういうふうに書いていただくのであれば、最初に「理事長交代に伴う非常勤化」とあって「及び」と、並び方はともかくとして。そうすると、非常勤になったんだけど、やはり仕事量は常勤と同じような、それに近い。そのためにはこういう努力をしているんだとか、何かそういう形で見えてくるというか、訴えているものがあると、私たちは、そうですね、それは非常に大変ですね、だから、これについては、当然、評価は高いんじゃないのかなと、例えば、我々が親委員会ではなくて国民に対して説明する場合にも説明できるかなということ。

最終的には、我々、誰に説明するかわかりませんが、基本的に国民だと思うんですね。言われたときに、胸を張って、これは「AA」ですとか、「A」ですとか、逆に、「C」だったら、これは「C」でしょうがないんだと。逆に「D」だったら、最悪だから「D」ですよ。こういうことを、自分たち分科会委員として、きちんと理解した上で説明できる、そういう形にしないと、機能はきちんとしているのかという話も出てこようかなということもあって、もうちょっとその辺を我々に訴えてほしいという気持ちが、私個人としてはあります。

【竹重総務部長】 整理の仕方いろいろ、未熟なところがございまして。わかりました。

【福井理事】 鈴木先生、4番目の随意契約の見直しとも関係するんですが、当然、一般競争入札を実施するということによりまして、基金の職員も、仕様書を作成するにも相当勉強もし、努力もしているんですね。それとあわせて、やはり予定価格を積算するために、本当にその専門家でないと、なかなか積算業務というのは難しいんですね。それも、いろいろと専門の部署に聞きに行ったり、各自が独自で勉強しながら、仕様書の作成と併せて予定価格の作成ということで。全体から見れば、まだまだ努力は足りないかもわかりませんが、精いっぱい職員が力を合わせて頑張っているところを、ちょっと、一般競争入札を実施する意味で、頑張っているなというところを表現したいところなんですけどね。

【鈴木専門委員】 是非してほしい。私も、ちょっとここで言うべきかどうか、他のところの研究関係の監事をやっていて、実態はよくわかっているんです。大変なんです、まさに内容、仕様書、きちんとできますかと。それから、トラブルになったときに対応で

きますかと。それから予定価格、これが積算できるんですかということで、非常にほかのところも苦しんでいるし、私も契約監視委員会のほかのところのメンバーになっているところがあって、大変なのは十分承知しています。ですから、むしろそういうことがきちんと伝わるような、わずかな文書で出せというの、これまた、ちょっと大変なんで、これもよくわかります。

【福井理事】 なかなか制約もあるものですから。

【鈴木専門委員】 そうなんです。ただ、こういう制度を設けられているので、その中で最大限そういうことをきちんと——誤解されていたら困るんで、私は「AA」を否定しているわけではありませんので。まずそういうことがきちんとわかった上で、「AA」だったら「AA」、ダメだったら、またそれは別な評価を私個人はしたいということです。

ですから、今、室長がおっしゃったように、「AA」から「D」までの評価があるじゃないですか。ですから、ここには、十分とか、大幅に上回ると一応書いてありますけれども、だから「AA」ですと書いてある。「大幅」って何なんですか、どこが大幅なんですかというところが、ちょっと見づらいなど。ほかのところ、ちょっとほかの先生もあると思うんですが、例えば、「十分達成」とあっても、説明を受けて、私は「これは大幅のほうじゃないのかな」というところも逆にあるんですよ。

だから、そこが、大幅か、十分か、おおむねかという概念が、定量的なものだったら、何%ですよとか、そういう何かがあれば、すぐに定規に当てはめて言えるんでしょうけれども、そういうことがなければ、そこをどうやって強調するのかなということでございました。

【亀井分科会長】 ほかに。どうぞ。

【堀川委員】 前回、おいでいただいたときにもちょっと御指摘させていただいたんですが、83ページのところに、職場環境の問題なんでございますが、メンタルヘルスとか、セクシャルハラスメントについて管理を徹底して、より一層の配慮に努めるということで、A評価ということを伺っているんですけども、ここで、例えばセクシャルハラスメントについては、相談員として総務部長を指定しているということがございましたが、それは内部にガイドラインがございますのでしょうか。

【竹重総務部長】 規定がありまして、総務部長、私なんですけど、今は私が総務参事も兼ねてはいるんですけど、私だけではなくて、複数名を指定するように規定がなっています。

【堀川委員】 そうすると、それは相談窓口はどちらのほうになるんですか。例えばセ

クシャルハラスメントを受けた、あるいは職場環境が、就業環境が害されていると思った基金の構成員の方、例えば正規の職員ではない、非正規雇用の方もいらっしゃると思うんですね。パートさん、あるいは派遣の方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう方々が、そうしたことについて相談をしたい、あるいは苦情を申し立てたいといったときに、どういう体制になっているかというのは周知されているのでしょうか。

【竹重総務部長】 相談の申し出ということで、そういう相談窓口とでもいいでしょうか、相談窓口、相談員は誰ですということを表示がされていないことは事実ですので、そこは改善しなければいけないとは思っております。

【堀川委員】 あと、これはコンプライアンスということともかかわってくることだと思うんですけども、雇用機会均等法、またこれに基づいた形の、厚生労働省からの、要するに指針も出ていることですので、要は、このセクシャルハラスメントについて、この基金の中で働く方々について、役職員も含めてなんですけれども、セクシャルハラスメント自体が人権侵害であるということ徹底させることと、そうした啓発をすることと、そうしたことの予防、それから発生したときの適切な対応と救済という形をとらなければいけない。これは、事業主としての配慮ではなくて義務なんですよね。これが、男女雇用機会均等法の改正された趣旨でございますので、そこはやはり徹底していただきたい。そのことについて、基金の構成員の方々に周知徹底していただくというのが、広報活動ですね、例えばパンフレットをつくるとか、内部でそういうものをつくって周知徹底するという方法。

それから、もう1つは、よく指導されるのが、就業規則にそうした規定があるかどうか、要するに、就業規則に法令遵守とかそういうことがあるかもしれないんですけども、その中に1項、セクシャルハラスメントをしないことということと、やったときには就業規則違反として懲戒の対象になりますよというふうなことまでもやらないと、これは徹底できないと思うんですね。

【竹重総務部長】 私ども、平成15年10月1日に理事長決定という形で、今正しく先生がおっしゃったようなことと同時に、監督者の責務ということで、今正しくおっしゃったことも掲げております、言っております。それから、その中には、また職員が認識すべき事項としての指針ですとか、そういうこともやっております。

ただ、これが今になってしまえば、常々、先生が今おっしゃったように、広報されているかという話になってきますので、ここは改めてフォローいたしたいと思っております。

【堀川委員】 特に、このシベリア、次のあれに出てくるシベリアの関係で、存続という事になっていますので、そうしたことは徹底していただきたいなというふうに思います。

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。

【堀川委員】 はい。

【亀井分科会長】 ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

【時任専門委員】 1つだけ。これから資料は総務省さんのほうで保存・保管という形になるわけですね。これ、増田理事長もよく歴史をやってらっしゃるから御存じだと思うんですけども、だんだんこのことの研究はされつつありますね、見ていますと。となると、総務省さんが、今までのような丁寧な保存の仕方を受け継いでいただかないと、もしかすると、雑に扱うということがありますと問題になると思うんです。だから、是非、その点を総務省の方をお願いしたいというふうに思います。ここの資料の保存・保管につながる丁寧な保存の仕方。私が知っているだけでも、何人かがこの問題をやろうとしていますので、雑に扱ったりすると絶対問題になると思うんですね。その点をお願いしたいと思います。

【北原特金室長】 よろしゅうございますか。

【亀井分科会長】 どうぞ。

【北原特金室長】 総務省としてでございましてけれども、シベリア法で基金は存続ということになりましたので、今の先生がおっしゃった資料というのは、基本的には新宿にございます資料館の資料、あれにつきましては、この10月から国のほうで引き継いで、とりあえずあそこで引き続いて展示という形で進めていきますけれども、そのためには、先生がおっしゃったように、しっかりした形で引き継ぐ必要があつて、そのためには、基金にも、今までもそうしたものがしっかり引き継いでいただけるようにいろいろしていただきましたし、また、かつ、それをお願いしているところでございます。そこがしっかりかないと、私ども、直轄といっても業者さんに委託するんですけども、そこがしっかりしていないと、先生の御懸念のような点になると思いますので、改めてそこは基金をお願いしておりますし、またやっていただきたいと思います。

【増田理事長】 今の北原室長のお話は、大変、私個人、並びに基金からすれば、大変心強いのはあるのですが、正直言って不安の念は捨て切れない。10月1日から完全に民間の業者に運営を委託するわけです。となりますと、おっしゃるような、基金が運営面

でどれほど関与できるかというのはクエスチョンマークがつくんですね。これはもう、私が理事長に戻らせていただいた時点では既定方針でありましたので、それに対して何ら口を挟む立場にはなかったのでありますけれども、今、時任先生におっしゃっていただいたことは、私も何回も申し上げてきておりまして、どうしても民間の運営ということになりますと、確かに国と違う、非常に独自のアイデア、しなやかな発想等々によって、その資料をより多くの人たちにお見せするような場になり得る可能性は大いにあると思うんです。その点、私は、確かに肯定するのでありますけれども。

しかし、一般論として考えるとすれば、どうしてもコストとベネフィットの問題は避けられないと思うんですよね。民営である以上、当然、収益の問題を捨てることはできない、とするならば、その資料の扱いを、そういう観点からとらえたときにどうなるのか。極端な例を申せば、資料、これは不要である、これを展示しても意味がない、ということで、最終的にその資料を粗末に扱われて、それが雲散霧消してしまうということになれば、もう二度と戻るということはできないわけですね。本当にこれは、血と汗と涙の結晶なんですから、むしろ、私は、国が責任を持って、あくまでもやるべきことではないかというのが私個人の意見でございまして。

ですから、当面、今年度に関しましては、総務省が運営資金の一部を負担するという意味での国の関わりはあるにしても、来年度以降、本当に完全に独自の経営という方向をゆだねるといったことになったときに、基金がどれほど関与できるかということについては、もう少し総務省側でも詳細に御検討をしていただくと、私としては大変ありがたいと思っております。

【北原特金室長】 理事長の御懸念、全く、御指摘の当たるところがございまして、いろいろ関係の先生方にお聞きしても、そこについてはいろいろ御議論があります。国としてどう関わるべきかというところがございまして、そこも御議論がある中で、国のほうでやっていくと。

1点、付言させていただきますれば、少なくとも本年度やろうとしているやり方というのは、丸投げでは決してないという形で。丸投げはだめだという話はいろいろな方々から言われていまして、よく自治体でありますやり方がありますけれども、ああいう形というよりも、これとこれをやってくれという、中身もかなり詳細なところまで国側で示したような形で、しかしながら事業者さんにやっていただくという形になっております。

今回のシベリア法案でも、従来のこうした業務については基金でやらないと書かれてい

る格好になってございまして、国のほうでいただいた資料については、それを活用させていただくという形になってしまいますけれども、御懸念のようなことがないような形で何とかやれないかと。正直言って、この形は初の試みですから、ノーサンプルというか、悪戦苦闘という状態でございますが、御指摘のように、各方面の御指摘もいただきながら進めていきたいと考えております。

【亀井分科会長】 よろしくお願いたします、御検討お願いします。

ほかに何か御意見、いかがでございますでしょうか。奥林先生、どうぞ。

【奥林分科会長代理】 具体的には、59ページの一番下のところに、当法人が取った措置は、なぜ「B」という評価をせざるを得なかったかという説明がされてあるわけですね。それはいいんですが、ただ、ここで書くべきことなのか、それとも評価結果の説明のところで書くべきことなのかというのを、少し整理されたほうがいいのではないかと。

今までのところでは、いわばそれぞれの事実を客観的に書いて、同時にそれがどういう意味を持つのか、あるいはなぜ困難だったのかというふうなことについてずっと述べておられて、そして、最終的な評価のところでは、この結果がこういう理由で「AA」です、あるいは「A」ですというふうになっていきますので、59ページのところでは、評価基準の「B」と判断せざるを得ないという、こういう文章が入っていますが、このあたりは少し文章を書き直してもらってもいいのではないかなということですね。

もう1つ、先ほどの鈴木委員の議論の続きにもなるんですけども、我々とすれば、いわば国民に対する説明責任があります。そうすると、これほどの活動がなぜ、事実が「AA」に相当するのか、あるいは「A」に相当するのかということの1つの根拠をどこかで示さないといけないだろう。それで、そういう根拠が評価結果の説明ということになるだろう。その説明がしっかりしておれば、恐らく親委員会からは何も言われぬ。

例のラスパイレス指数のことが、前に親委員会から議論になりました。そのときに、この委員会としてもいろいろな理由を挙げて説明はしましたけれども、それでもなお説明が不十分だということが出てきました。

ですから言いたいことは、いかに「AA」というふうに評価したかということの説明の理由を、評価結果の説明みたいなところでもう少し、こういう状況にあるにもかかわらず、これだけの努力をしたとか、あるいはこういう結果であったというふうにすると、説明責任という意味では評価されるのではないかなという気がするんです。非常に抽象的な説明ですみませんが。

ですから、そういう意味では、この59ページのところも、ここでは基準内に処理ができなかった理由などを淡々と説明しておいて、今度は、評価結果の説明のところでは、現在の状況、あるいは今までのいきさつからすると、そういう、何も知らずに、あるいは明確な書類もなしにこういう資料の提供を受けていて、それを証明するような資料というのはほとんどない。ですから、そういうことを明らかにしていくこと自身が非常に困難な状況にあるんだということで説明をすれば、「B」が少し軽くなるのではないかなという気がします。

【亀井分科会長】 よろしゅうございますか。お答えは特別よろしいですか。

【竹重総務部長】 私の説明能力の問題もあるかもしれませんが、何となく、実施の結果を書いているのと、評価結果の説明を書いている、書けば書くほど同じことにずっとなっていてしまうものですから、違うように、違うようにと書こうとすると、どちらかが非常に省略したことになってくるというようなことで、非常に申しわけございません。

【亀井分科会長】 私も1点だけちょっと申し上げたいと思うんですが、事前に自己評価の御方針というんでしょうか、基本的なお考えを伺ったときよりも、今回のこの評価は厳しい評価になっておられるという点で、非常に御努力をされたんだというのは大変わかります。特に、例えば特別記念事業の実施なんていうところでは、申し出のあった32万件強の評価で、重複申請等、あるいは御遺族の申請等があって、実質的には31万件強のいわゆる100%の処理ができたというお話は、評価では「A」というような評価になっておられて、非常に厳しく自己評価をしておられるというのがよくわかったんですが、実は1つ気になりましたのが、目標が変わってしまって、先ほどの資料の、CD化のあれは何ページでございましたか。

【奥村分科会長代理】 73ページです。

【亀井分科会長】 73ページなんですが、この達成目標が変わったわけですね。評価の場合には、この達成目標の右側の見出しを見ていただければ、達成目標に対する実施結果ということで、評価という形になっているわけですが、達成目標そのものが崩れてしまったわけです。

そうすると、むしろ厳しく自己評価をされているという観点からすると、これに関連する作業というんでしょうか、事務は、当然のごとく「AA」に相当する成果を上げたんだけれども、達成目標に関する評価という点では、「評価不能」という評価も実はされるほうが、むしろお手盛りの評価ではない、厳しくその目標に照らして評価をしたんだという、

大変失礼な言い方なんです、社会的に世間の評価というんでしょうか、この評価に対する評価ですね、につながるんじゃないかというふうに思えてならないんですね。

これは、つまり、今、当該項目の評価に関しては、「評価不能」ですね。だって、達成目標が消えてしまったわけですから。ですから「評価不能」で、ただ、これに関連する基金としての活動は、十分に「AA」に評価する作業を行ったということをきちんと明記されたほうが、第三者的に見たときの評価として、非常に厳正な内部評価をされているという。

先ほどの、いわゆる特別事業の100%を達成されたわけですから、それ以上の業績はあり得ないわけですね。そうすると、実は「AA」でもいいんじゃないか。ただ、おおむねとか大幅にという表現からすると、この「A」というふうに一步下がった評価をしておられるというようなことの、証拠の1つに十分になり得るんじゃないかというようなことを、ちょっと感じましてですね。

私がこんなことを申し上げるのはあれなんです、そんな評価があり得るのかなと、ちょっと疑問に思いつつ。この御説明からすると、「AA」というのは、第三者的に見たときに、ちょっと失礼な表現で申しわけないんですが、お手盛りの評価というふうな言い方につながりかねないんじゃないか。むしろ「評価不能」、目標がないんですから、達成目標が外れてしまったわけですから、評価はないわけですから、評価はありませんというふうな形にされるというようなことの可能性はどうなのかなということを、ちょっと思いました。

【竹重総務部長】 ありがとうございます。

【亀井分科会長】 申しわけございません。 どうですか、先生。

【奥林分科会長代理】 ですから、まず1つの説明としては、それについての評価はできません。ただし、我々とすれば、倉庫にちゃんと移して、資料が散逸しないように保存しましたという事実を明記しておかれたほうが。

【亀井分科会長】 でも、その活動内容についても、十分にAA評価に値する作業を行ったということを明記されても、私はいんじゃないかと思います。

それで、ちょっとすみません、時間の関係もございますので、先ほど鈴木委員からの御質問というんでしょうか、御意見の中に、福井理事の御説明もあったんですが、随契の契約の問題でございますけれども、昨年11月の閣議決定に基づいて所管官庁の要請により、各独立行政法人に契約監視委員会を設置して、契約の点検・見直しを行っているということは御存じのとおりでございます。平和基金につきましても、昨年11月に契約監視委員

会が設置されております。そのメンバー及びそこで取りまとめられた随意契約等の見直し計画などについても、ちょっと先ほどの議論に関連いたしますので、基金のほうから御説明をいただいて、なおかつ、その件も含めて、全体のこれですね、評価の部分についても追加で御意見があれば伺わせていただくという進行をとらせていただきたいと思いますので、御説明をお願いできればと思いますが。

【竹重総務部長】 私のほうから。資料の2-2を。私どものほうで、昨年、21年1月30日というところがございますが、基金のほうで独立行政法人の契約監視委員会ということで、堀川先生を委員長とする、外部では落合公認会計士、堀川弁護士、それから内部で黒沢監事、横堀監事という4名の方を構成員とする契約監視委員会を発足させておりますということがございます。

それで、会議を持ちまして、22年4月30日、次のページでございますが、以上のような形で結果を得たということで、一者応札・一者応募の見直し等を行って提言を得たということがございます。

私どもの中では、1件だけそういう改善する事案がありますよというようなことで、ここに書かれておりますように、内容的には仕様書の変更ですとか、競争参加条件の変更については、もう少し十分な留意をする必要がありますねという指摘といたしまししょうか、見直し、要件の緩和については、より問題点をクリアにして、競争性を高めた競争入札が可能であったかもしれないよというような御指摘を受けておりますということを申し添えます。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、この平和祈念事業の契約監視委員会の見直し等を含めまして、併せて先ほども御説明いただきました自己評価の内容につきまして、どうぞ、追加の御意見、御質問等がございましたらお示しいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

鈴木先生、どうぞ。

【鈴木専門委員】 これはむしろ亀井先生にお聞きしたほうがいいのかもしいないんですけど、先ほどから説明がありましたように、政策評価のほうから、業務の実績に関する評価の観点とか、それから業務実績の具体的取組についてということについて、分科会のほうでやりなさいというふうに指示されているわけなんですけど、それについて、今、全部具体的にここでもう1回チェックするのか、ある程度までの説明は入るんですが、100%

かどうかというようなことについては、我々、もうちょっと検討しなきゃいけないのかどうかということについてはいかがなんでしょうか。

【亀井分科会長】 これはどうでしょうか。

【北原特金室長】 中ポツのほうから言われていることについては、これを出していただいて、分科会でやっていただいて、親委員会でやって、ぐるっと回って半年ぐらいで、向こうが、ここは入っているかということはございますので、やはりそこは見ているんだという形は要るんだと思います。個別に書かなきゃいけないかという議論はまたあると思いますが、中ポツのほうから、この点があるということがあるものについては、この分科会においても、このところで見ているという形は要るんであろうかとは思いますが。

【鈴木専門委員】 例えばですね、具体的にというかある程度の説明はこの中にも入っているんですが、本当にこれで十分かなというふうなところも、説明としていい悪いはともかくとして。その辺が、例えば具体的に内部統制の話でも、先ほど御説明があったように、監事の以下の活動についての評価に特に留意するとか、内部統制について、法人の長のマネジメントに関する以下の評価についてと具体的に挙げられているんですね。法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか、法人のミッションを役職員に対し具体的に周知徹底しているか、法人のミッションの達成を阻害する課題（リスク）について法人全体として取り組み、それから内部統制の現状を法人の長は把握しているかとか、マネジメント単位ごとにアクションプランを作成しているか、アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果はアクションプランや予算等に反映されているかと。これ、具体的に挙げられちゃっているんですよ。

それから、先ほどのように監事の以下の活動についての評価に特に留意すると。監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意したかということですよ。監事監査において把握した改善点等については、必要に応じて法人の長、関係役員に対して報告しているかと。こういうふうに具体的に挙げられて、確かにここに内部統制「AA」という評価で、一応、会議を開いて、役員会を開いて理事長が状況を聞いて意思決定しているというふうには書かれているんですが。

では、これ全部が具体的にということについて、いかがなものかなというようなことがあって、例えば具体的に言うと、内部統制ってどういうふうに考えているんですかというところから入らないとわからないわけですよ。我々も評価のしようがないし。これは、総務省が出した内部統制のでありますように、それを参考というふうになっているんです

が。そこまでやるとすごく時間はかかっちゃうんですけども、そのほかに資金の運用の結果とか、それはまだ財務省へ提出されていないからわからないんですが。あと、運営費交付金の債務。ここにも出ていますけれども。債務がこれだけあって、それは、その結果をどうしようと。そういうことまで細かく分科会でやると、すごく時間がかかっちゃうんですけど。その辺は、まずどのように考えたらよろしいんですかということをお聞きして、それで必要であれば、ある程度まで時間をとっていただいて、指摘されている事項についてやるのか。

【亀井分科会長】 いかがでしょうか。これは、項目が並んでいるという、評価しろということになりますと、これに該当するような説明が当然あって、評価ということにつながるということをお聞きして、これを当然期待していると思うんですね。当然、それにこたえるような形で説明ということでしょうか、少し加えていただくというのか、構成を変えていただく部分も含めて必要かなと、今、鈴木委員のお話を伺いながら感じたんですが、この点はいかがでございませうか。

【増田理事長】 実は、当然、内部で私どもなりの観点から評価もしております。先ほど理事もちょっと言われましたけれども、私ども民間の立場から見ますと、やっぱりプレゼンテーションの重要性といたしまして、やはりその辺が国といたしまして、官僚、官界の皆さんの姿勢と違うなというのは、正直、感じております。私も、今回、初めてではございませんので、前回にも感じたことではありますけど。

つまり既定の方針、これは言わなくてもいいということが、民間で言えばもっとそれを、事実なんだからもっと明らかにしていっていいんですよ。自慢をするというんじゃないんですけど、これは相当汗をかいてやったことじゃないか、何でもっと自信を持ってそれを前面に出さないんだというような趣旨のことは申し上げたんですね。

ただ、これは正直申しまして、エクスキューズになってしまうんですけど、私のいない年度の青木理事長時代にやられていた21年度なものですから、私も、正直言って細かいところまで、ひだの部分はわからないところがございませう。

ですから、そういう点で私が責任を持って、これはどうしても「AA」なんです、あるいはこれは「A」なんですというふうに主張できない歯がゆさは正直ございませうが、一応、9つ、私ども、「AA」にさせていただきました。そのうちの1つは、先ほど亀井会長から非常に適切な御助言を賜りましたので、先ほどの点はそのように、私ども、変えさせていただきますたいんですが、残りの8つの部分ですね。どうぞ、これは第三者のお立場から、も

ちろん評価されるお立場で、それに該当しないんじゃないかという御指摘があるならば、私ども、これは何が何でも変えませんということではございませんので、どうぞ、そういう御判断をいただければと思っております。

一応、そういうことを前提とした上で、私なりの率直な、まだ2月以降からの経験です。ですから、21年度で申せば2月、3月が、私は関わったという、その全体の6分の1程度の責任で申し上げさせていただきますと、一番最後からもう一度振り返りさせていただきます。

「内部統制・ガバナンス強化」の「AA」でございますけれども、これは、正直申して、私、理事長に復帰して驚いたことでございますけれども、先ほど竹重部長も指摘したとおり、毎週会議が行われているんですね。実は、私のときはそういうふうにはしていませんでした。毎週役員会で、この基金の幹部が集まって、それぞれ各部門の参事クラスの者が現状報告をして確認をするんですね。そういうことで、現状、基金の、今、**関わっている**問題が一体何であって、それにどう対処しているかということ全員で共有する場が、もうできていると。これは、大きな進歩であると思いました。なおかつ、当然、そこで理事長、理事が個々の問題に対して判断するところもでございます。そして、もちろん理事会や、その他の会議におきましても、下からのボトムアップの問題、また同時にトップダウンという、この双方の方式をとりながら、お互いに補完するという体制が、基金はもうでき上がっている。しかも4月1日以降、人員も減らしたわけですね。9月30日解散ということ前提にいたしまして。

そういう意味で、少人数であるということからも、意思の疎通を可能にするということが、やはり内部統制・ガバナンスの強化に十分つながっていると、私はそう判断いたしまして、この「AA」を認めたという経緯がございます。ですから、これについてはお認めいただければ幸いです。

それから、こちらのほうで申し上げますと、これは番号がついておりませんが、「ホームページの充実」という点、私、これも「AA」は、それに該当するであろうという印象を持ちました。多く説明するまでもないと思っておりますけれども、これも、私が理事長をしておりましたときよりも、アクセス数もここに書いてありますように格段に増えておりますし、そういう意味で、それはホームページが充実しているからにはほかならないわけでございますので、これも私は「AA」という位置付けでよろしいのではないだろうかと思った次第でございます。

その1つ前の「効果的な広報」、これもまた私のときの比較で恐縮でございますけれども、そこに細かく事例も上がっておりますとおり、例えば各小学生から中高生向けのもの、あるいは一般の方々への対応、そういう幅広い世代に対する広報、こういう点でも、これはかなり評価に値するものであると私は認めて、「AA」ということにさせていただきました。

それから、その前のページの「語り部の積極的活用」、これも先ほどの竹重部長の指摘どおり、この周辺の小学校に語り部さんを派遣をするということだけではなくして、それによる社会的効果、貢献、これは十分、私は認め得ると。これも大変な暑い中とか、こちらも気を使いながら、御高齢の語り部さんに小学校等々に行っていただいて、その時間をいただいて、先生のみならず生徒の保護者の方々にもお集まりいただいて、そのような歴史的な問題について話をさせていただくという、その貢献は、私は「AA」に匹敵するのではないだろうかというふうに判断するわけでございます。

それから、その前の「基金解散後の資料等の在り方」、これはやはりネット資料館を完成したということは大変大きな前進でございまして、特に10月1日以降、私ども、先ほど申し上げたように基金から運営管理を民間業者に委託・異動させるわけでございますけれども、それを想定した上で、このネット資料館というものを完成させた。これも、大変な努力の賜物であると私は認識いたしまして、「AA」とさせていただきます。

ただ、一方、この最初の1ページ目の「業務経費の削減」、それから「組織運営の効率化」、それからそれ以外の「AA」といたしましては、この一番最後から2枚目の「書状贈呈事業及び特別記念事業の認定原議の電子化」という点ですね。この点に関しましては、むしろ委員の先生方の第三者的なお立場で、やはり改めて御審議いただいて、これが説得力あるものになっているかどうか、そのあたりは改めて御判断を仰ぎたいというふうに存じている次第でございます。

以上でございます。

【亀井分科会長】 先ほどのお話では、この「AA」等の評価に関してのご異論というのでしょうか、それはあまり委員の間からは。すみません、私だけ余計なことを一言申し上げたんですが、ほかになかったと思うんですけども。

今一つ重要なことは、特にこの説明の部分に関しての記述の部分に関して、例えば評価の具体的な取組についてというような親委員会のほうから、政策評価委員会のほうから指示・要望があったような形に、少し書き直す余地、可能性があり得るかという、この点についてはいかがでございませうか。特に鈴木先生から御指摘のあったのは、内部統制・ガバ

ナンスについて御指摘があったわけですが、この辺について、先ほどもちょっと申し上げましたような具体的な項目、6項目ですか、黒丸が並んでいるような部分がありました。これに沿うような形に、少し具体的な記述を入れていただくというようなことで、先生、よろしいのでしょうか。よろしゅうございましょうか。

【鈴木専門委員】 はい。

ちょっと追加でいいですか。

【亀井分科会長】 はい、どうぞ。

【鈴木専門委員】 一般に内部統制って、定義が難しいんですよ。総務省が考えている定義は、私は個人的にすごく範囲が広いと。効率化とか何かを入れてですよ。

今、公開会社はJ-SOXとって、会計の。大会社は何億とかけてやって、それも大変だと。理事はよく御存じだと思いますが。

「AA」だって「A」でもいいんですが、実際、一般企業で、内部統制がしっかりしているという会社は、恐らくないんじゃないかと思うんですよ。難しいんですよ。費用対効果の問題もあってですね。内部統制ってお金がかかるんですよ。ですから、それがどういうふうな観点から内部統制を見るんですかということによっても違うんですね。

その辺を、先ほども申し上げましたようにしっかりしていないと、評価そのものができないはずなんです。だから、内部統制ってこういう形で我々は見ていると。それについて、こういうことでこういうことをやっています、効果がこうですとって、初めてその評価はできるのであって、それがパーフェクトに近いんだったら「AA」ですねと。

でも、現実問題として「AA」の内部統制ができていたとは、申し訳ないけど、なかなか急激にできるようなものでもないです。

ですから、もちろんしっかりやっていたら「AA」でよろしいんです。ただし、何か言われたときに、突っ込まれるとか何か言われたときに、ちゃんと我々が説明できるんですかというところが非常に難しい。例えば、ここにアクションプランとか、監事さんはいらっしやいませんけど、監事さんの監事意見か監事報告書か指摘事項か、何か具体的に内部統制についてどういうふうに指摘しているんですか、それに対してどういうアクションを起こしているんですかということも、我々、留意しなさいと言われていたわけですよ。

それを我々が、すみません、監事さんの監査の報告書、指摘事項を見せてくれて、内部統制についてということをやるとかどうかわからないんですが、そこはちょっと、私だけの判断はちょっとできないんですがね。

ただ、具体的にこう言われていると、我々がちゃんとそういうことについて確認したんですかということは、少なくとも言われるというかやらなきゃいけないのかなという感じがするんですね。

ここに具体的に挙げられているのに、私がやっているところ、具体的に、じゃあ、環境の整備というのは制度規定か何かを設ければ一応できるんでしょうけれど、それはちゃんと制度があるんですかと、そういうことも確認しなきゃいけない。

それから、周知徹底しているかと。役員会で恐らくやっているから周知徹底しているんでしょう。

それから、ミッションの達成を阻害するリスクについて把握しているかという、恐らくリスク管理の洗い出しって非常に難しいんですよ。本当にやっているんですかと。じゃあ、具体的にどういうリスクがこの平和祈念にあるんですかという話になってしまうんですね。

それから法人の長というか、理事長さん、内部統制の現状を適切に把握しているのかと。そうすると、全体的なそういうもの、内部統制という概念から言って、リスクもこういうことがあるということまでという、申しわけないんですけど、非常勤の理事長さんがこればかりやっているわけじゃないんですよ。常勤の理事長さんだって難しいのという話になるんですね。そこは、いや、非常勤だから必要最低限でやっていますと、具体的にそういう話になるのかなと。

それから今度は、アクションプランで非常に難しいんですよね。どういうアクションプランを設定しているんですかと。恐らく、アクションプランをつくってやっているところというのは、独法で非常に少ない。突然こういう問題が出てきて、前からやっているところはあろうかと思いますが、アクションプランに対するモニタリングをね。ましてや、これを予算等に反映させているかなんて、非常に難しいですよ。具体的にどういうことを想定しているのかちょっとわかりませんが、要するに予算に反映させるということは、費用の増加と、それからこういうことをやって費用が削減されるはずだと。効率ということを言っていますから。そういうことを、ちゃんと予算の中に入れていきますかというところになると、非常に難しいかなと思うんです。

でも、実際にやっていっちゃればもちろん問題はありません。そうすると、「AA」という話も出てくるかなということなので、その辺をどうしているかなと。

【亀井分科会長】 いわゆるこの辺の記述に関しては、鈴木委員の御助言を得ながら少

し書き直していただく、書き加えていただくというような形で、少し進めさせていただければというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

【竹重総務部長】 わかりました。

【亀井分科会長】 今、理事長先生が御心配になっておられた、特に「AA」の評価に関しては、特に、今、御異論——私が1人で変なことを申し上げたものですから、大分御心配をおかけしてしまったんですが、何か御懸念をお持ちの項目等はおありになりますでしょうか。

奥林先生、どうぞ。

【奥林分科会長代理】 一番最後の内部統制とかコーポレート・ガバナンスの記述のところで、「AA」の意味がよくわかったんです。

というのは、一般的な会社の状況なんかから見ましたら、ここで右側に書いてある実施結果というのはごく普通にやっていることなわけですね。つまり、週1回いろいろな打ち合わせなり情報交換をやるというぐらいのことはですね。

しかし、それに対して従来の基金のやり方と比べると、これは新しいので「AA」になるというのは、そういう意味での非常にすぐれた成果だという意味はわかります。

そうすると、逆に言うと、その説明を評価結果の説明のところである程度入れておかないと、親委員会のメンバーが、一般的に見たときには、ごく当たり前のことじゃないかと。それが、なぜ「AA」になるのかという判断になりかねないと思います。

【増田理事長】 そうですね。

【奥林分科会長代理】 ですから、従来に比べて非常に改善されている。大きな成果であり、組織としての努力の結果であるというふうな形での「AA」であれば、十分説明ができるんじゃないか。

ただ、増田理事長さんの問題提起というのは、果たして、自分たちが努力をしてこういう成果を出したけれども、それが世間一般の目から見たときに本当に「AA」に値するかどうかということになるんだろうと思います。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

今の奥林先生の御発言、よろしゅうございましょうか。

【竹重総務部長】 ありがとうございます。

【亀井分科会長】 そうしますと、ちょっと確認させていただきたいんですが、どうぞ。

【鈴木専門委員】 先生、細かいことでもいいんですか。

【亀井分科会長】 どうぞ、結構です。

【鈴木専門委員】 揚げ足を取る訳じゃないんですけど、先ほどの説明で、語り部のところの「AA」というのがあったじゃないですか。「語り部の方の成果です」というお話があったんですが、だから「AA」というのであれば、語り部の成果なんですかと。要するに、法人の成果かなと。そこは、揚げ足を取る訳じゃないんですけど、語り部の成果だったら語り部の方に「AA」を上げてくださいというのであれば、ちょっと評価がどうかというものが1つと。

【竹重総務部長】 それは、そういうあれでしたら、理事長がおっしゃった言葉に変更させていただきます。

【鈴木専門委員】 それから70ページ、その前からあるんでしょうか。70ページに、これは「A」なんです、「関係資料館と連携」で、これを見ると、69ページに目標の3.4倍と2.7倍とあるわけですね。達成したもの、特別企画展と地方展示会。69ページの一番下に書いてありますね。

それで、これが「A」になった理由は、ここの69ページの上のほうに、インフルエンザのために姫路市のものが中止になったと、そういうことで「A」になったんですか。

単純に見ると、私の感覚で何で「A」なのか。「AA」になってもよさそうかなという感じはするんですが、ここ、「目標を十分達成した」と書いてあるから、十分なので「A」という形に結びつけたんだと思うんですが、3.4倍と2.7倍、目標を間違ったというのであれば、ちょっとまた話は変わるんですが。それで、どこが。ほかからの観点で。

【竹重総務部長】 ここの「関係資料館との連携」というのは、この目標人数というのを、むしろ集客数のところの目標人数でありまして、ここで言うところの関係資料館の連携は、目標人数が多く入ったかどうか採点の基準ではないということでございます。

【鈴木専門委員】 わかりました。

そうすると、連携が特別じゃないよねということ、「AA」に該当しないと。

【竹重総務部長】 いろいろな先生方の御指摘は、縦軸、横軸といろいろ考えながらの連携であるはずなので、単にここの2つなり3つなりとの連携だけをもって、関係資料館との連携すべてがという意味には、なかなかいかないのではないかという意味なんです。それなりに頑張っているけれども、という意味ではあるんですが。

【鈴木専門委員】 そうなんですか。

単純に、これを見ると連携ですから。でも、特別企画展、地方展をやるのも連携で、例えば沖縄とか呉市とか、そういうところでやって、その結果、連携がよかったから目標を大幅に上回ったのかなというふうに私は理解したんですが、そういう理解が違うんですよということは、ただ単に、これとはまた関係ないよと。評価はね。という形なんですな。

【竹重総務部長】 ええ。人数のところは、集客のほうでお聞きしちゃっているものから。

【鈴木専門委員】 わかりました。私は、ここは聞きながら「AA」かなと思ったので、何で「A」になったのか、その経過をお聞きした。

【竹重総務部長】 すみません。

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。

【鈴木専門委員】 結構です。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、先ほど私が申し上げたのは、先生はストレートに受け入れていただいて、「評価なし」というのでしょうか、というような御返事をいただいたんですが、その辺の修正も含めて、今回の基金の自己評価の、特にランクの評価に関しまして、特に御異論のおおりになる箇所はほかにございますか。よろしゅうございましょうか。

【鈴木専門委員】 先生、もう1回出していただくかどうかわからないんですが、説明を聞いて、やはりこれだったら「AA」ですねと判断すれば「AA」だし、いや、これだったらやっぱり「A」ですねということはあるんですか。

【亀井分科会長】 あり得ますね。次回の分科会が予定されておりますので、そこで評価を確定する形になりますので、可能でございますね。可能です。

それでは、今、鈴木先生からの条件がついておりますが、現段階では、基金からお示しをいただいた、この評価に関しまして、1項目だけ変更がございましたが、基本的な評価のランキングに関しましては、お認めいただいたということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

あと、それぞれの説明と申しませうか、評価の理由に関しましては、若干、手直しをしていただく箇所があるということで、またこれは基本的には今後の評価の進め方ということに関連すると思いますが、今日御指摘がありました御意見、御議論を踏まえまして、

私と奥林先生、それから特にガバナンスに関しましては鈴木先生、いろいろ御発言、御助言いただける可能性がございますので、この辺の御意向を確認させていただきながら、評価調書の原案を作成させていただければというふうに思っております。

その原案につきましては、また事務局を介しまして委員の先生方に御相談をさせていただき、次回の分科会でお諮りをするという手順をとらせていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

ほかに何か、特段、御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございませうか。ありがとうございます。

それでは、次に、先ほど須江審議官からのごあいさつの中にもございましたが、先の通常国会で成立いたしましたシベリア抑留者特措法につきまして、その内容と施行に伴う諸準備について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【北原特金室長】 では、私のほうから御説明を。お手元の資料3-1と3-2でございますが、3-1が1枚ぺらで法律の簡単な概要です。3-2はフルテキストでございます。

この法律ですけれど、先生方もいろいろマスコミを通じてお耳にされているかと思いますが、成立する、成立しないといういろいろございましたが、6月16日に、国会の閉会日に成立いたしました。

冒頭、須江のほうから御報告もいたしましたけれども、政府との間で合意がとれて、こうした形で参議院の総務委員会の委員長提案という形で出されて、ぎりぎりで成立したと。全会派賛成いただいたという形でございます。

この法律は、シベリアの戦後強制抑留者についての特措法ということで、中身は特別給付金を配るということと、強制抑留の実態調査の基本的な方針を政府が策定するという、その2本でございますが、どうしてこういう法律がというのは、この1番の法律の目的のところでございますけれども、やはりシベリア抑留の方々については、特別の事情があったということを踏まえて、その労苦を慰藉するための給付金を支給すると。あわせて、実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めるということでございまして。その特別給付金につきまして、平和基金のほうからこの支給を行っていただくというものでございます。

この「2 特別給付金」の3つ目の丸をごらんいただきますと、資本金取り崩し等が書いてございますが、基金はもともと平成18年の廃止法では、この9月末までに廃止という

形だったのですが、これを延長して給付金の支給をやっていただくと。この9月末までの、従前ですと解散予定だった日をもって特別給付金支給以外の業務は終了するというような法律になってございます。

それと3番で基本的な方針とございますけれども、これは関係省庁いろいろございまして、これは厚生労働大臣が関係省庁の協力を得て原案を作成して閣議にかけるということとございまして、中身としては、例えば、ちょっと細かい字でございまして、基本方針の策定事項として、(2)の①で埋葬場所の調査とか、②で遺骨・遺留品の収集等々ございまして、こうしたものについて基本方針を策定するということとになってございます。

それで、4番の施行期日なんですけれども、これは公布日、即施行となって、既に施行されてございます。これは2番にあります特別給付金を支給することができる方は、施行の日に日本国籍をお持ちの御存命の方という形になっていたものですから、すぐ施行しないとまずいということで、実は、この法律、成立したのが6月16日の夕方の遅い時間なんですけど、その日のうちに、日付が変わる前に公布、施行しました。これは異例なこととです。普通は1週間ぐらいかかります。いろいろ手続、印刷等がかかりますが、特別な体制をとって即日で公布までいきました。

それで、公布日はそうなんですけれども、先ほどの特別給付金につきましては、この2つ目の丸に、その支給の請求というのは、この法律の施行日から6カ月以内で政令で定める日の翌日から可能になるということで、準備等々ございまして、そういう形になってございます。

なっておるんですけれども、やはり関係のシベリア抑留者の方々、非常に御高齢でいらっしゃるって、できるだけ早くするよということ、この法律を提案した参議院総務委員長も、その提案理由のときに付言されておりますし、そうした形で国会でもいろいろ言われている形で、できるだけ早くやってくれという声は強いところでございます。

そうしたお声が強いものですから、基金にはそのようなお願いをさせていただいているところでございまして、今、鋭意、準備を進めていただいていると聞いてございます。何とか、できるだけ早くという形で、10月末までの受付開始ということを目指して取り組んでいらっしゃるってお聞きしてございます。基金が配るという形になってございまして、引き続き基金は重要な役割を担う法人として、仕事をしていただくということになったところでございまして。

それで基金のほうでは、いろいろな準備作業に着手していただいておりますが、独法でございますので、実は、いろいろ規程類がありまして、資料の3-3、カラー刷りの横表、これはちょっといろいろな手続を書いたごちゃごちゃした表になってございますけれども、これは法律で、基金にこれこれの仕事をしていただくということが書かれたわけですけれども、その業務方法書にも、支給業務というのを書かないといけないと。今までにない仕事という位置づけになってございますので、これは、その特別給付金を支給するんだという業務の部分を書き足すということ。

それから中期目標も、従来の中期目標にはそうしたものがありませんので、特別給付金支給業務というのを追加するというのもありますし、それから今まで総務大臣から基金に対してお示ししていた中期目標の期間というのは、実は、この秋の22年9月末までの2年6カ月間で切れておったので、これを延長しなきゃいけないので、独立行政法人通則法によれば、3年から5年以内の期間で中期目標の期間を設定するようになってございまして、これを25年3月まで延長した上で、中期目標として特別給付金の支給業務を追加すると。

「延長する」ということですから、この変更します中期目標自体は、既に途過しております平成20年度から24年度までの5年間ということになりますので、その目標自体としては、既に終わった部分も含めて目標が総務大臣から示されているという形になりますので、従来部分の記述が残った上で新たにこれがつけ加えられるという構造になってございます。

ここでいろいろ矢印等々ございますが、これ、手続論的に言うといろいろあるんですけども、何分、できるだけ早く進めたいと考えてございますので、こうした手続も並行してできるだけ早く進めたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

後ろのほうに、先ほど御紹介した業務方法書、特別給付金という部分はありませんので、それを追加するとか何点かございますけれども、我々事務方で考えているという形で。関係方面と調整がついているということではございませんが、こうした形を考えてございます。

いろいろ諸準備はございますけれども、できるだけ早く進めていきたいと考えておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して、何か御質問等はございませんでしょうか。よろしゅうござ

いでしょうか。

【**奥林分科会長代理**】 理解を深めるためなんですけど、要するに特別基金の法文そのものは、そのまま継続しますと。今年の9月で終わらずに25年まで継続しました。その業務内容が変わってきますと。

【**北原特金室長**】 はい、追加されます。追加といっても、法律上は、従来業務はこの9月末で終わりという形になります。ただし中期目標ということについては、20年から24年度の5年間の中期目標という形の延伸ですので、全体が入ったままという形になります。9月末までは、これもありますので。そういう形になります。

【**亀井分科会長**】 よろしゅうございましょうか。

【**奥林分科会長代理**】 わかりました。

【**亀井分科会長**】 ほかによろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

それでは、本日の議事は、大変長時間、時間を要しましたが、以上でございます。

最後に、全体を通じて何か御質問、あるいは追加の御意見はよろしゅうございますか。ありがとうございます。

以上をもちまして、第21回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を閉会とさせていただきます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございました。